Ⅴ. 年金

現行の年金制度の枠組み

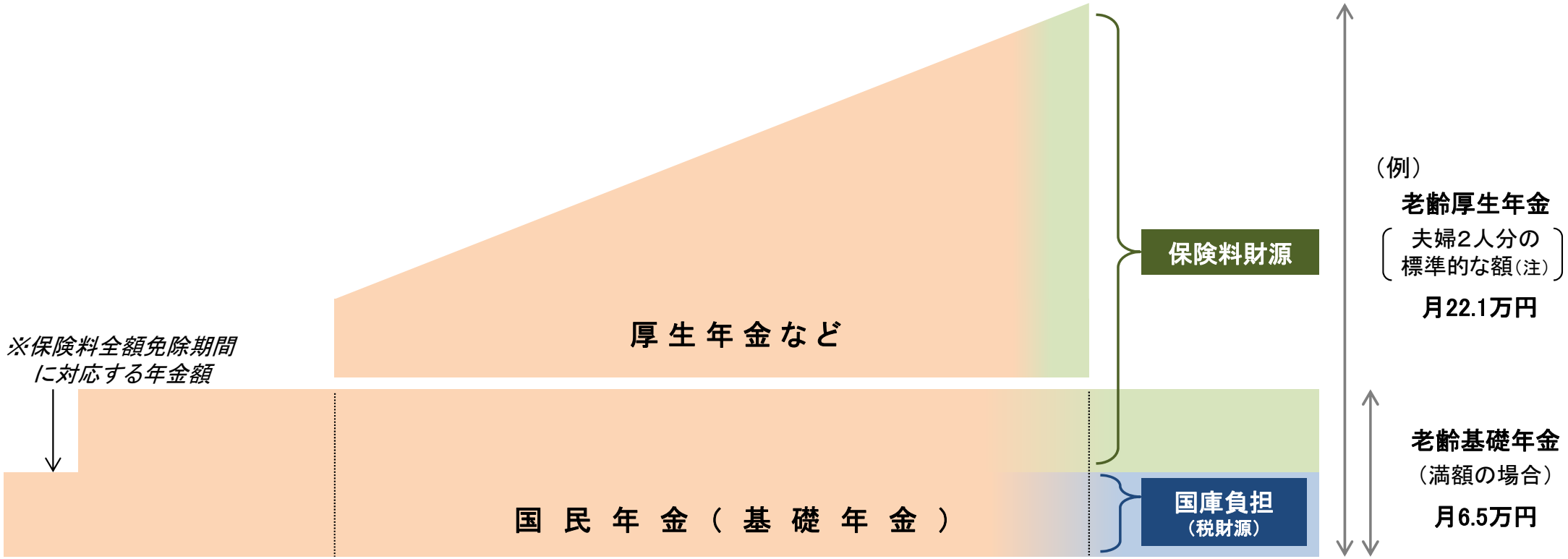

第1号被保険者

1,505万人

（自営業者等）

国民年金保険料
月1.6万円

※所得等に応じて、保険料の全部又は一部を免除

第2号被保険者等

4,358万人

（民間サラリーマン、公務員等）

（例）**厚生年金保険料**
標準報酬額の18.3%
（労使折半）

第3号被保険者

870万人

（第2号被保険者の被扶養配偶者）

※ 被保険者数は2017年度末現在

（注）夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円と仮定）で40年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯（モデル世帯）の年金額（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む）。

厚労省作成資料

主な年金制度改正（年表）

制度の創成	**昭和17（1942）年**	労働者年金保険法の発足　（昭和19(1944)年に厚生年金保険法に改称）
	昭和29（1954）年	厚生年金保険法の全面改正
	昭和36（1961）年	国民年金法の全面施行（国民皆年金）
制度の充実	昭和40（1965）年	１万円年金
	昭和44（1969）年	２万円年金
	昭和48（1973）年	５万円年金、物価スライド制の導入、標準報酬の再評価等
高齢化への対応	昭和60（1985）年	基礎年金の導入、給付水準の適正化等
	平成　2（1990）年	被用者年金制度間の費用負担調整事業の開始
	平成　6（1994）年	厚生年金（定額部分）支給開始年齢の引上げ等
	平成　9（1997）年	三共済（JR共済・JT共済・NTT共済）を厚生年金に統合
	平成12（2000）年	厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢引上げ、裁定後の年金額の改定方法の見直し（物価スライドのみ）等
	平成14（2002）年	農林共済を厚生年金に統合
	平成16（2004）年	上限を固定した上での保険料率の段階的引上げ、 マクロ経済スライドの導入、基礎年金の国庫負担割合の引上げの法定化等
	平成21（2009）年	臨時的な財源を用いた基礎年金国庫負担割合２分の１の実現
	平成24（2012）年	消費税収を財源とした基礎年金国庫負担割合２分の１の恒久化、特例水準の解消、被用者年金制度の一元化、厚生年金の適用拡大、年金の受給資格期間短縮、低所得・低年金高齢者等に対する福祉的な給付等
	平成28（2016）年	マクロ経済スライドの見直し（未調整部分の繰越し）、賃金・物価スライドの見直し（賃金変動に合わせた改定の徹底） 等

新経済・財政再生計画 改革工程表2018（2018年12月20日）

2-2 多様な就労・社会参加

生涯現役社会を目指し、高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるとともに、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備する。

	取組事項	実施年度			KPI	
		2019年度	2020年度	2021年度	第１階層	第２階層
多様な就労・社会参加	19 勤労者皆保険制度（被用者保険の更なる適用拡大）の実現を目指した検討 働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度 の実現を目指して検討を行う。その際、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行う。	年金機能強化法附則第２条の規定に基づき、短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被保険者の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行いつつ、2019年９月末までに関係審議会等で検討し、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 ≪厚生労働省≫			―	―
	20 高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備 年金受給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金制度の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備する。	高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向や年金財政に与える影響等を踏まえつつ、年金受給開始時期、就労による保険料拠出期間や在職老齢年金の在り方、その弾力的な運用の在り方を含め、次期の財政検証に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 ≪厚生労働省≫			―	―

新経済・財政再生計画 改革工程表2018（2018年12月20日）

	取組事項/措置内容	実施年度			KPI	
		2019年度	2020年度	2021年度	第１階層	第２階層
再生計画の改革工程表の全４４項目の着実な推進	㊴ 社会保障改革プログラム法等に基づく年金関係の検討					
	i マクロ経済スライドの在り方 マクロ経済スライドがその機能を発揮できるよう、その未調整分を翌年度以降の好況時に、合わせて調整する仕組みの導入（2018年４月～）や、賃金に合わせた年金額の改定（2021年４月～）により、現役世代の負担能力に応じた給付への見直しを実施（2016年に法案成立）。	マクロ経済スライドの在り方について、その機能の発揮に向け、2016年改正の効果を含め、検証を行う。 ≪厚生労働省≫			―	―
	ii 短時間労働者に対する被用者保険の適用範囲の拡大 【再掲】（⇒19）				―	―
	iii 高齢期における職業生活の多様性に応じた一人ひとりの状況を踏まえた年金受給の在り方 【再掲】（⇒20）				―	―
	iv 高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し	高所得者の年金給付の在り方を含めた年金制度の所得再分配機能の在り方について、高所得者の老齢基礎年金の支給停止、被用者保険の適用拡大の推進、標準報酬の上下限の在り方の見直しなど年金制度内における再分配機能の強化に関し、年金税制や他の社会保険制度の議論を総合的に勘案し、次期の財政検証に向けて、速やかに関係審議会等において検討を行い、その結果に基づき、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。 個人所得課税について、総合的かつ一体的に税負担構造を見直す観点から、今後、政府税制調査会において、論点を整理しつつ、議論。 ≪厚生労働省・財務省≫			―	―

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（2013年法律第１１２号）（抄）

（公的年金制度）

第六条（略）

２　政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一　国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

二　短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三　高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

四　高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

第３章 「経済・財政一体改革」の推進

４．主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

（１）社会保障

（生涯現役、在宅での看取り等）

働き方の多様化を踏まえ、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆保険制度[185]の実現を目指して検討を行う。その際、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行う。年金受給開始年齢の柔軟化や在職老齢年金制度の見直し等により、高齢者の勤労に中立的な公的年金制度を整備する。

---

[185] 被用者保険の更なる適用拡大。

高齢社会対策大綱（抄）
（2018年２月１６日 閣議決定）

第２　分野別の基本的施策

１　就業・所得

（略）

現在の年金制度に基づく公的年金の支給開始年齢の引上げ等を踏まえ、希望者全員がその意欲と能力に応じて65 歳まで働けるよう安定的な雇用の確保を図る。また、65 歳を超えても、70 代を通じ、またそもそも年齢を判断基準とせず、多くの者に高い就業継続意欲が見られる現況を踏まえ、年齢にかかわりなく希望に応じて働き続けることができるよう雇用・就業環境の整備を図るとともに、社会保障制度についても、こうした意欲の高まりを踏まえた柔軟な制度となるよう必要に応じて見直しを図る。（略）

(2) 公的年金制度の安定的運営

イ 高齢期における職業生活の多様性に対応した年金制度の構築

年金の受給開始時期は、現在、60 歳から70 歳までの間で個人が自由に選べる仕組みとなっている。このうち65 歳より後に受給を開始する繰下げ制度について、積極的に制度の周知に取り組むとともに、70 歳以降の受給開始を選択可能とするなど、年金受給者にとってより柔軟で使いやすいものとなるよう制度の改善に向けた検討を行う。

また、在職老齢年金については、高齢期における多様な就業と引退への移行に弾力的に対応する観点から、年金財政に与える影響も考慮しつつ、制度の在り方について検討を進める。

ウ 働き方に中立的な年金制度の構築

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者に対する年金などの保障を厚くする観点から、短時間労働者の就労実態や企業への影響等を勘案しつつ、更なる被用者保険の適用拡大に向けた検討を着実に進める。

2019年財政検証について

経済前提

		ＴＦＰ上昇率	物価上昇率	実質賃金上昇率 （対物価上昇率）	実質的な運用利回り （対賃金上昇率）
ケースⅠ	成長実現ケースに接続するもの	1.3 %	2.0 %	1.3 ～ 2.0 %	0.9 ～ 1.9 %
ケースⅡ		1.1 %	1.6 %	1.1 ～ 1.8 %	1.1 ～ 2.0 %
ケースⅢ		0.9 %	1.2 %	0.8 ～ 1.5 %	1.2 ～ 2.2 %
ケースⅣ	ベースラインケースに接続するもの	0.8 %	1.1 %	0.8 ～ 1.4 %	0.6 ～ 1.5 %
ケースⅤ		0.6 %	0.8 %	0.5 ～ 1.1 %	0.8 ～ 1.6 %
ケースⅥ		0.3 %	0.5 %	0.1 ～ 0.7 %	0.1 ～ 0.8 %

オプション試算の内容（案）

① 年金額改定ルールの見直し
　2016年に成立した年金改革法の賃金・物価スライド見直しによる効果を測定できるよう、物価・賃金が景気の波による変動する場合等を想定した場合

② 被用者保険の更なる適用拡大
- 一定の賃金収入がある全ての被用者を被用者保険の適用対象とした場合
- 被用者保険の適用対象となる現行の賃金要件や企業規模要件等を見直した場合

③ 保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択化
- 現行20～60歳の保険料拠出期間の延長や年金の受給開始可能期間の拡大などを行った場合
- 現在70歳未満となっている厚生年金の加入年齢を引き上げた場合

※ 下線は前回の2014年財政検証のオプション試算で行っていない項目
※ 上記のオプション試算を行う際には、法定の財政検証と比べて、マクロ経済スライドの調整期間がどう変わるか、受け取る年金水準（最終的な所得代替率）にどう影響が出るのか、が分かるよう示すこととする。

（出所）厚生労働省「第８回社会保障審議会年金部会」（2019年3月13日）

オプション試算（2014年財政検証）

2018年6月22日
第２回社会保障審議会年金部会資料

社会保障制度改革国民会議の報告書やプログラム法において提示された課題の検討に資するため、一定の制度改正を仮定したオプション試算を実施。
※　国民会議の報告書において「年金制度の課題の検討に資する検証作業を行うべき」とされた。

オプションⅠ　・・・マクロ経済スライドの仕組みの見直し

○　物価・賃金の伸びが低い場合でもマクロ経済スライドによる調整がフルに発動されるような仕組みとした場合、現行の仕組みでは発動が不十分となる低成長ケースにおいて、所得代替率への改善効果が大きい。

（実質成長率）	所得代替率（給付水準調整終了年度）	所得代替率の変化
ケースC（ 0.9%）	50．8%（2043） ⇒ 51．2%（2043）	＋0．4%
ケースE（ 0.4%）	50．2%（2044） ⇒ 51．0%（2042）	＋0．8%
ケースG（▲0.2%）	39．5%（2072） ⇒ 44．5%（2050）	＋5．0%
ケースH（▲0.4%）	調整できず ⇒ 41．9%（2054）	―

注1：経済前提は、景気の波による変動を仮定したもの。
2：実質経済成長率は、2024年度以降20～30年の平均

オプションⅡ　・・・被用者保険の更なる適用拡大

適用拡大①（220万人ベース）　；　所定労働時間週20時間以上の短時間労働者へ適用拡大　（非適用事業所は対象外）
適用拡大②（1,200万人ベース）；　一定の賃金収入（月5.8万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大

○　被用者保険の更なる適用拡大を進めた場合、国民年金（基礎年金）の財政が改善し所得代替率は上昇。 特に、1200万人ベースで適用拡大を進めた場合、所得代替率は大幅に（４～７%）上昇。

（実質成長率）	所得代替率（給付水準調整終了年度）			所得代替率の変化	
	拡大前	適用拡大①	適用拡大②	適用拡大①	適用拡大②
ケースC（ 0.9%）	51．0%（2043） ⇒	51．5%（2042）	57．3%（2032）	＋0．5%	＋6．3%
ケースE（ 0.4%）	50．6%（2043） ⇒	51．1%（2042）	57．5%（2029）	＋0．5%	＋6．9%
ケースG（▲0.2%）	42．0%（2058） ⇒	42．5%（2056）	47．1%（2046）	＋0．5%	＋5．1%
ケースH（▲0.4%）	41．9%（2054） ⇒	42．2%（2054）	45．8%（2047）	＋0．3%	＋3．9%

注1：ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。
2：実質経済成長率は、2024年度以降20～30年の平均

オプションⅢ　・・・保険料拠出期間と受給開始年齢の選択制

2018年6月22日
第２回社会保障審議会年金部会資料

○　高齢期の就労による保険料拠出がより年金額に反映するよう以下の制度改正を仮定した場合、保険料の拠出期間の延長（40年⇒45年）等により、所得代替率は6%程度上昇。（おおむね45／40上昇。）

（1）基礎年金の納付年数の上限を現行の40年から45年に延長し、延長に併せて基礎年金が増額する仕組みに変更。
（2）65歳以上の在職老齢年金を廃止。

（実質成長率）	所得代替率（給付水準調整終了年度） **40年拠出モデル　⇒　45年拠出モデル**	所得代替率の変化
ケースC（　0.9%）	51．0%（2043）　⇒　57．6%（2042）	＋6．6%
ケースE（　0.4%）	50．6%（2043）　⇒　57．1%（2042）	＋6．5%
ケースG（▲0.2%）	42．0%（2058）　⇒　48．4%（2053）	＋6．4%
ケースH（▲0.4%）	41．9%（2057）　⇒　47．9%（2051）	＋6．0%

注1：ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。
2：実質経済成長率は、2024年度以降20～30年の平均

○　65歳を超えて就労し保険料を拠出した者が、受給開始年齢の繰下げを選択した場合、さらに給付水準は上昇。最も低成長のケースHでも、マクロ経済スライドをフルに発動する仕組みとした上で、66歳に繰り下げると所得代替率は50%を超える。

＜46年保険料拠出、66歳受給開始の場合＞

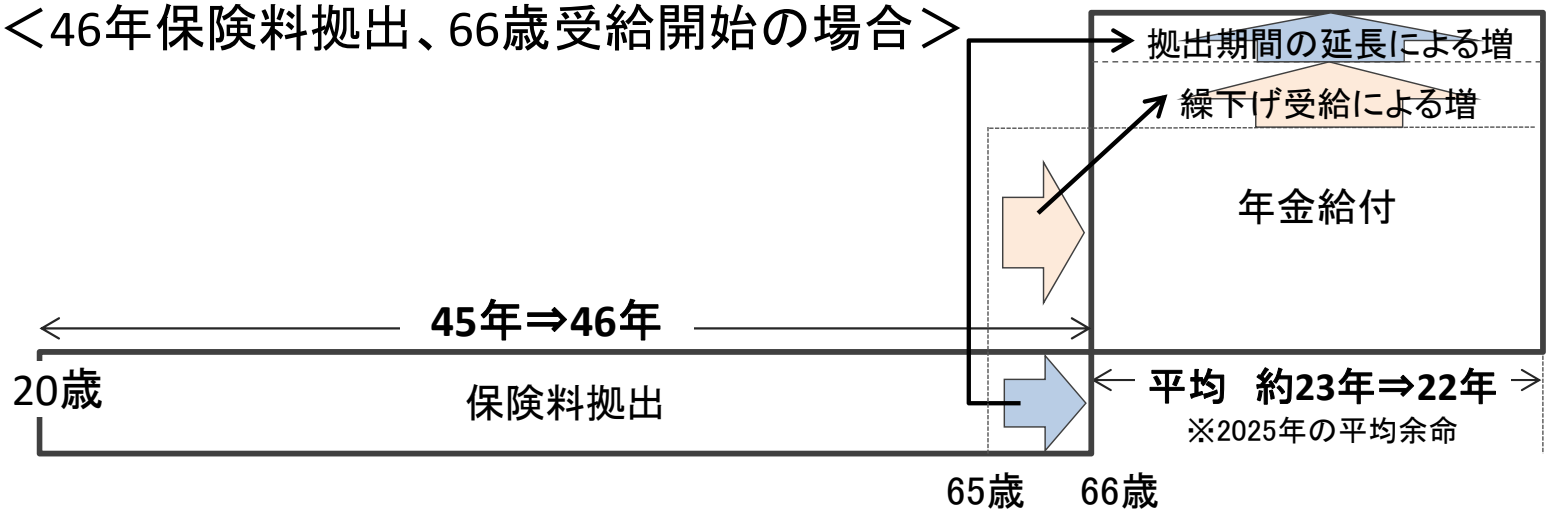

	所得代替率
ケースC	57．6%　⇒　63．1%
ケースE	57．1%　⇒　62．6%
ケースG	48．4%　⇒　53．1%
ケースH	47．9%　⇒　52．5%

注：ケースHは、景気の波による変動を仮定した上で、マクロ経済スライドによる調整がフルに発動される仕組みとした場合。

2018年6月22日
第２回社会保障審議会年金部会資料

デフレが給付水準に与えた影響

デフレ
→ マクロ経済スライドによる調整が発動せず
→ 賃金が低下する中で年金が維持されたこと等による足下の所得代替率の上昇
→ スライド調整期間の長期化
→ 将来の基礎年金の所得代替率の低下

給付水準見通しの変化

※所得代替率とは、現役世代の平均手取り収入（ボーナス込み）に対する厚生年金＋基礎年金2人分の65歳時の年金額の比率を指す。

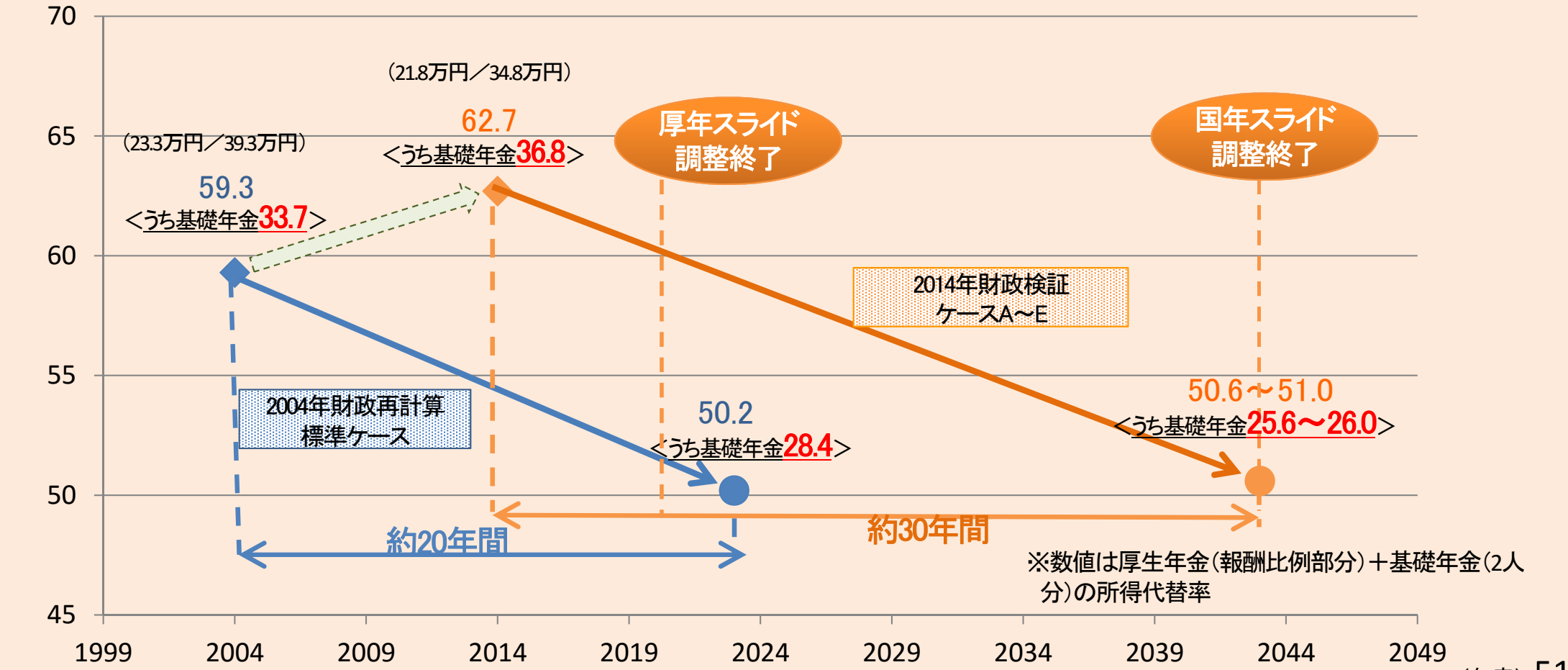

年金額改定の推移

2018年7月30日
第３回社会保障審議会年金部会資料（一部追記）

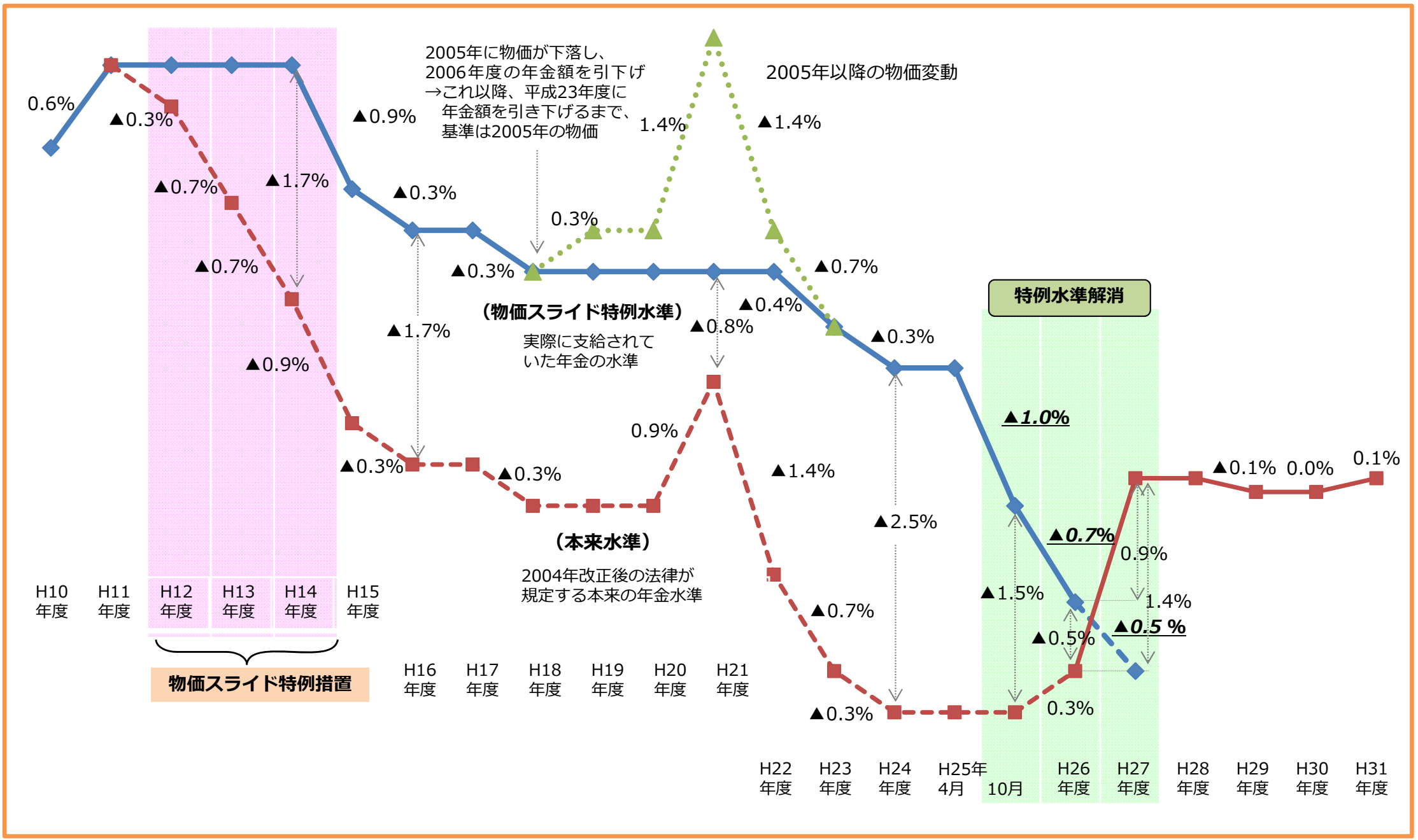

（注） 2014年度までは、過去、物価下落時に年金額を据え置いた（物価スライド特例措置）経緯から、特例的に本来よりも高い金額（特例水準）が支払われていたが、2015年度に特例水準が解消。（H25.10.▲1.0%、H26.4.▲1.0%、H27.4.▲0.5%）
なお、特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルール。

性別・年齢階級別にみた就業率の変化と今後の見通し

2018年9月14日
第４回社会保障審議会年金部会資料

- 性別・年齢別の就業率をみても、近年、女性及び高齢者といった時間等に制約を持つ層の就業参加が進展しており、将来推計においてもこうした層の労働参加が一層進展することが見込まれている。

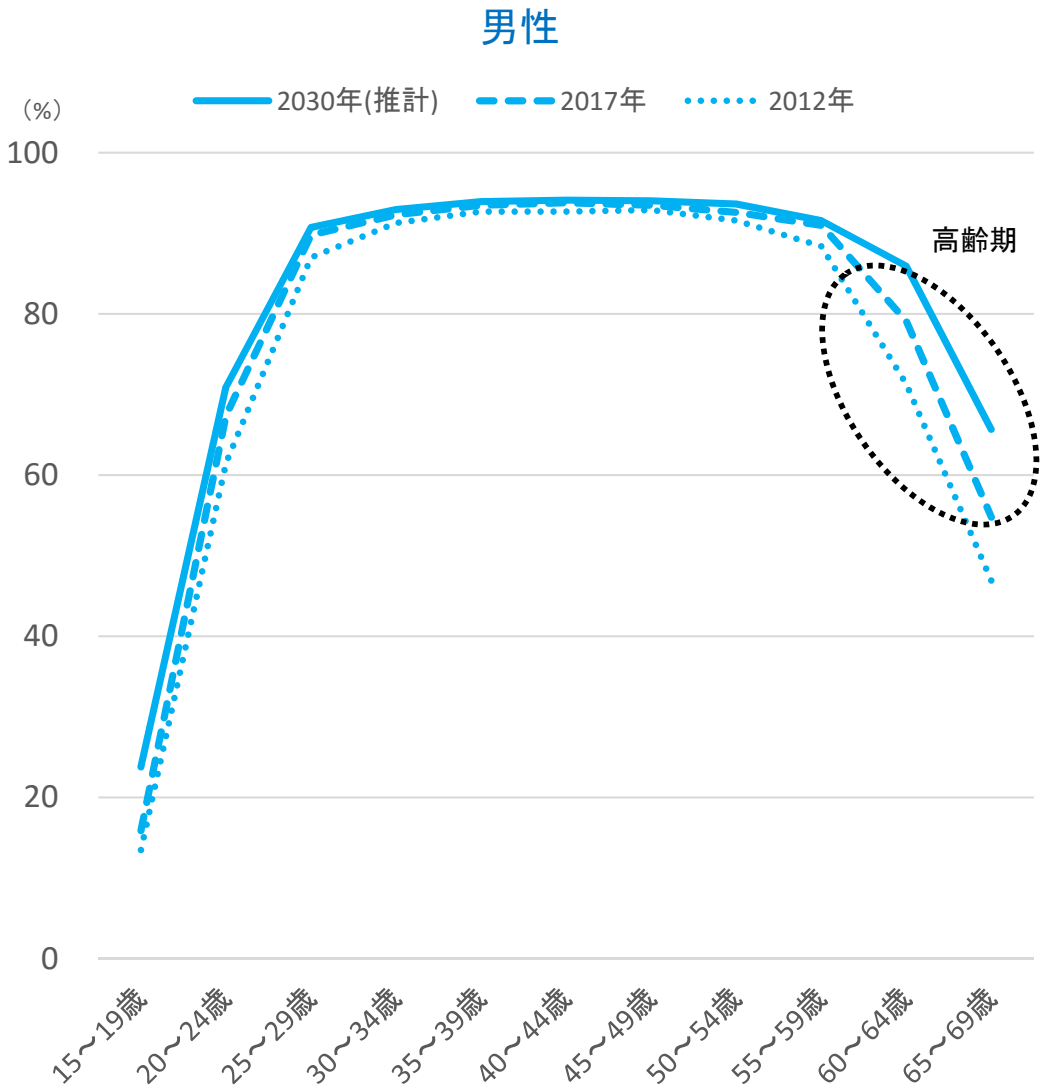

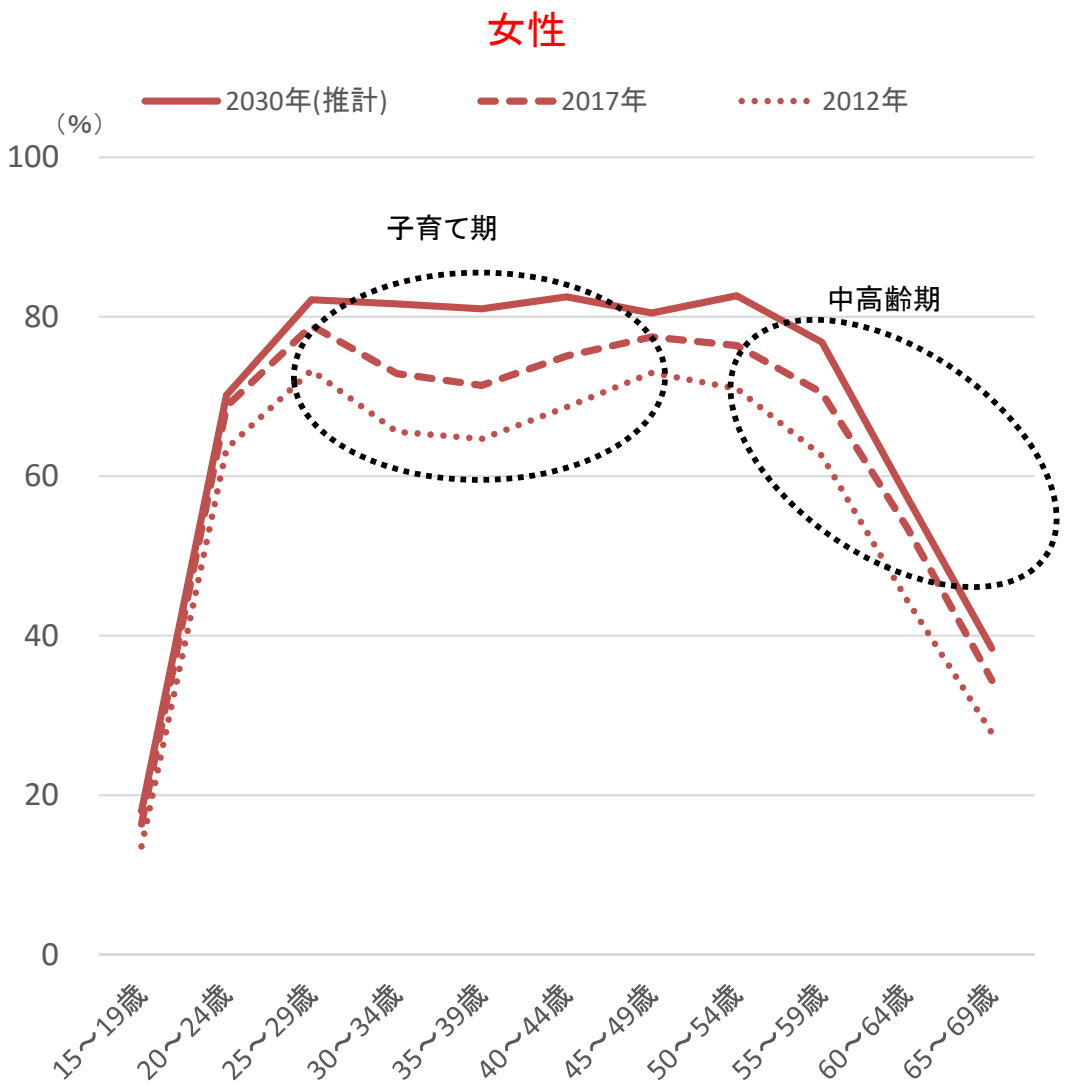

（注）2012年、2017年の値は実績値。2030年の値は（独）労働政策研究・研修機構による「経済成長と労働参加が適切に進むケース」の推計値。

短時間労働者への被用者保険の適用拡大

2019年3月28日
第30回社会保障ﾜｰｷﾝｸﾞｸﾞﾙｰﾌﾟ資料

働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、短時間労働者について、年金等の保障を厚くする観点から、被用者保険（年金・医療）の適用拡大を進めていくことが重要。

① （2016年10月～）501人以上の企業で、月収8.8万円以上等の要件を満たす短時間労働者に適用拡大。

② （2017年４月～）、500人以下の企業で、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能とする。（国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする）

③ （2019年９月までに）更なる適用拡大について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を実施。

これまで

週30時間以上

①2016年10月～

(1)週労働時間20時間以上
(2)月額賃金8.8万円以上（年収換算で約106万円以上）
（所定労働時間や所定内賃金で判断し、残業時間(代)等を含まない）
(3)勤務期間１年以上見込み
(4)学生は適用除外
(5)従業員　501人以上の企業等
（適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定）

②2017年４月～

左記(1)～(4)の条件の下、500人以下の企業等について、
・民間企業は、労使合意に基づき、適用拡大を可能に
・国・地方公共団体は、適用

③2019年９月まで

更なる適用拡大について検討

＜被用者保険の適用拡大のイメージ＞

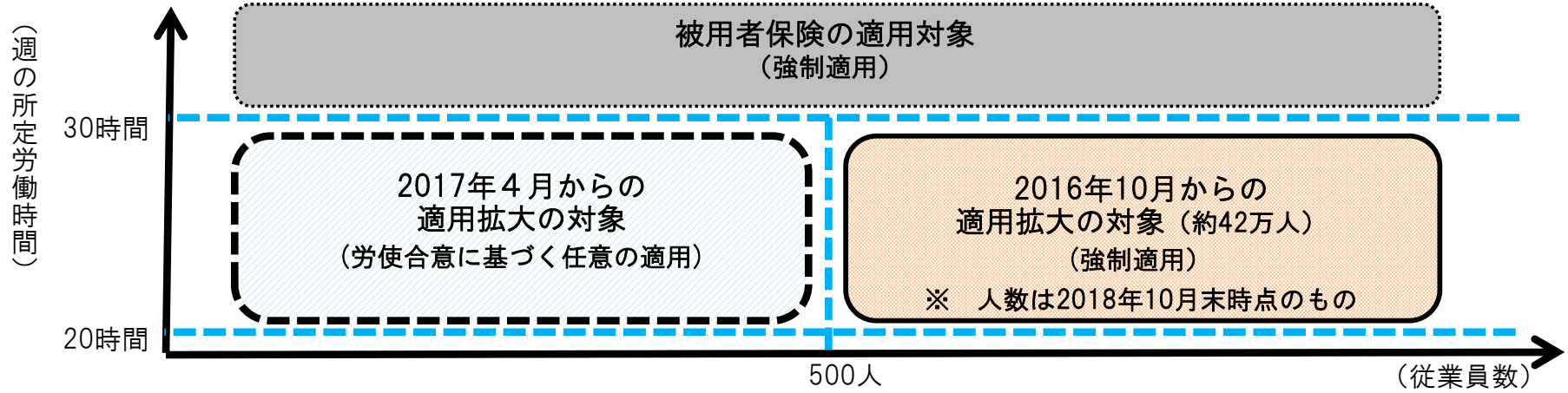

2018年9月14日
第４回社会保障審議会年金部会資料

高齢者の就労形態

- 近年、高齢者就労が進展しているが、その就労形態としては、実際上もまた本人の希望としても短時間就労が多い。
- これまでの厚生年金保険の適用基準では、労働参加が進む高齢者の相当部分を支え手に取り込めていないと考えられる。

65歳以上の雇用者数の推移及びその雇用形態

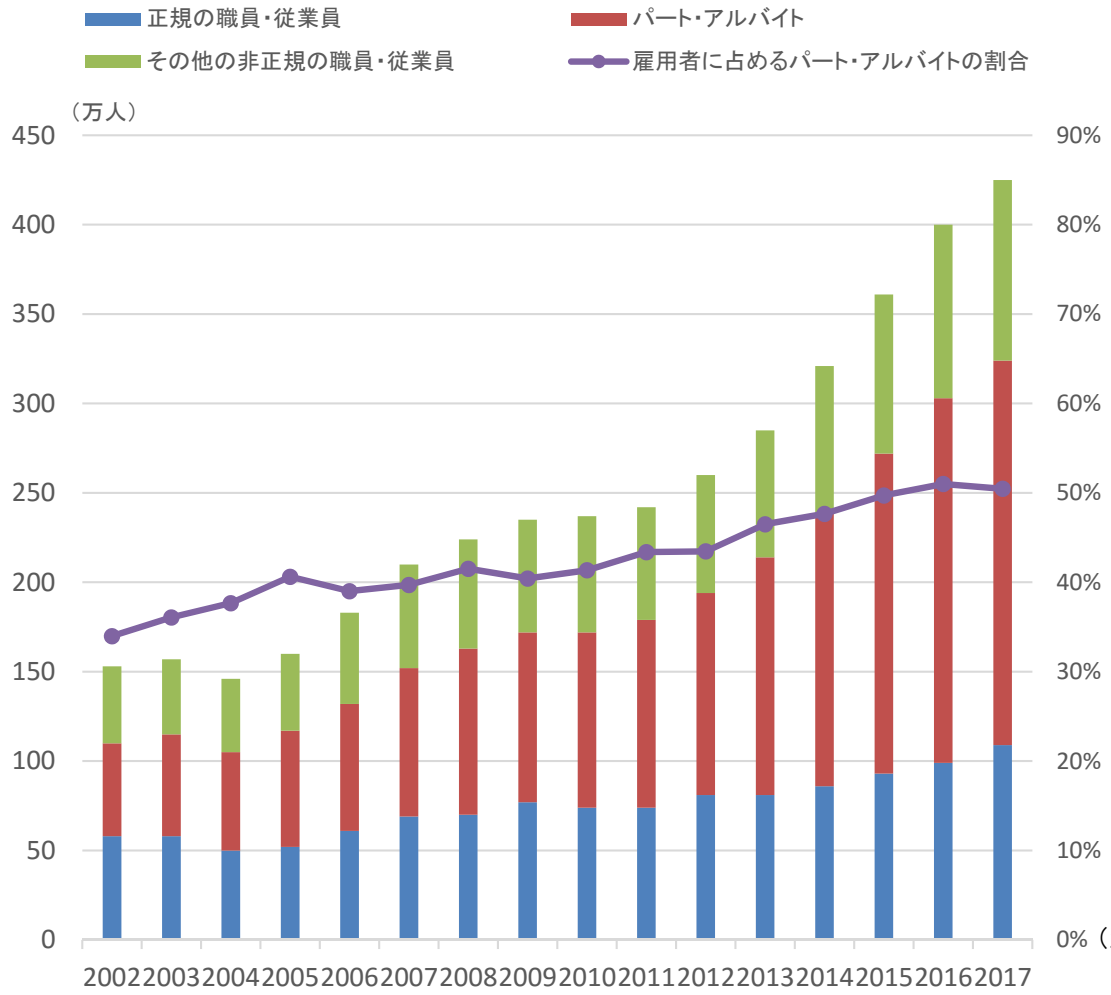

（出所）総務省統計局「労働力調査」

60歳以降の希望する就業形態

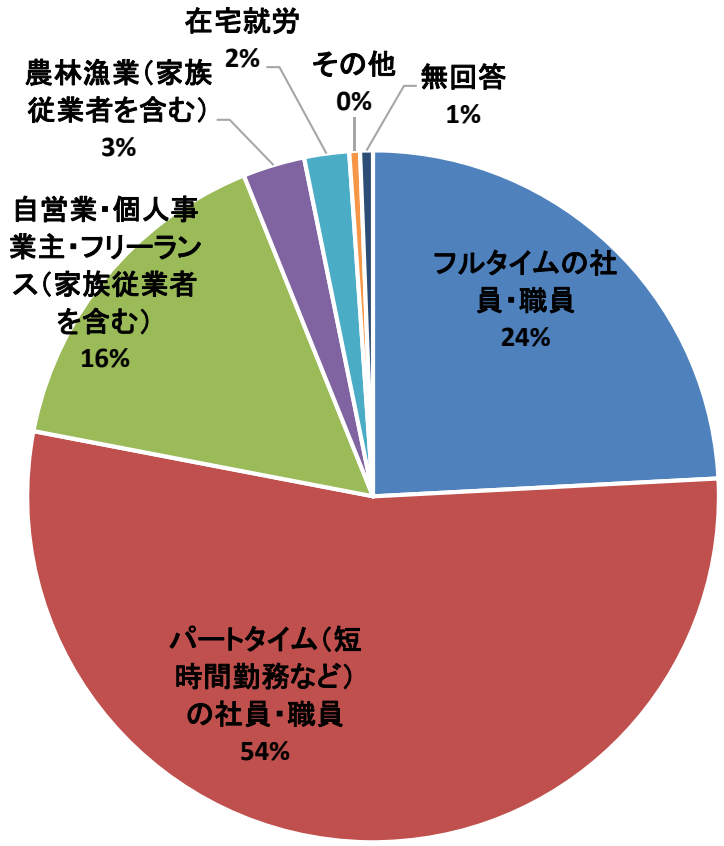

（注） 対象は35～64歳の男女のうち、60歳以降も収入を伴う就労の意向がある者。

（出所）内閣府 「平成25年度 高齢期に向けた「備え」に関する意識調査」（2013年）

2018年9月14日
第４回社会保障審議会年金部会資料

国民年金第１号被保険者の就業状況

- 雇用者でありながら厚生年金保険には加入できず、自営業者等と同様に国民年金加入となっている者が、国民年金1号被保険者の4割近くを占めるに至っている。

国年1号被保険者の就業状況の推移

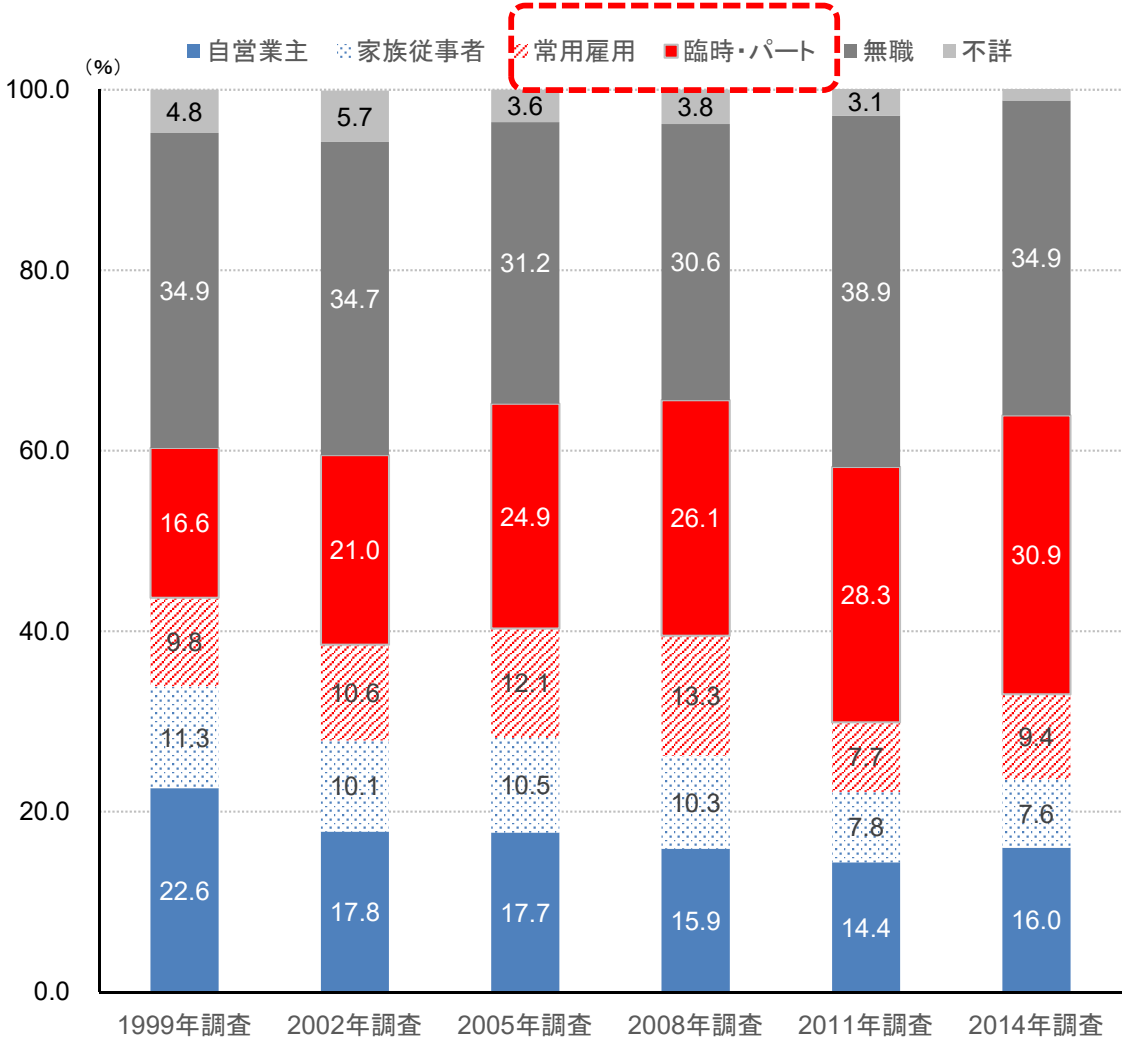

直近の国年1号被保険者の就業状況（2014年調査）

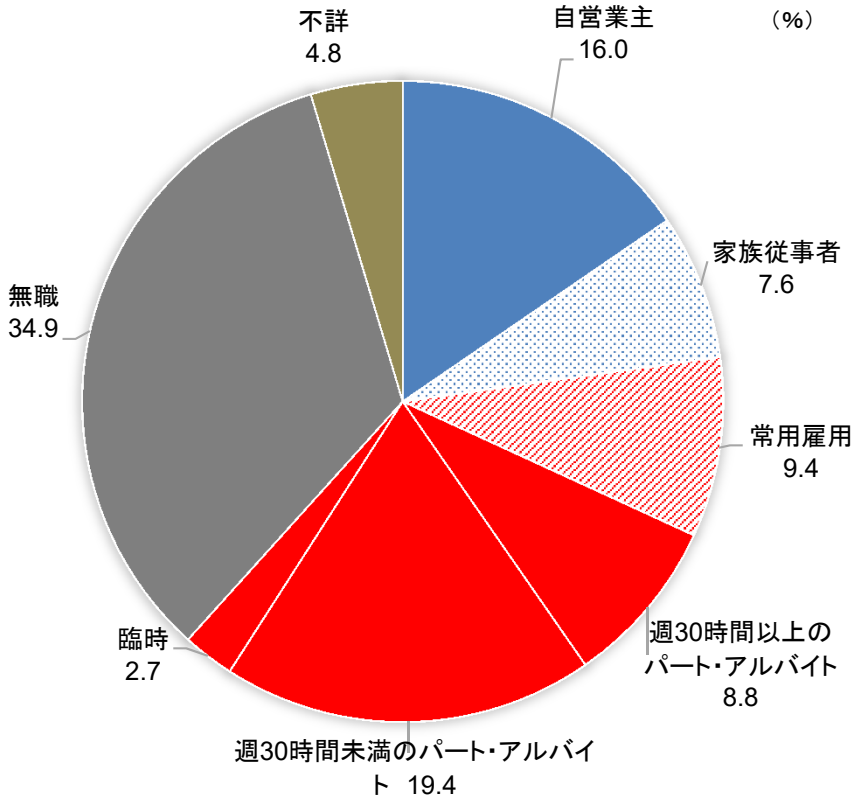

（出所）厚生労働省「国民年金被保険者実態調査」

2018年9月14日
第４回社会保障審議会年金部会資料

短時間被保険者の適用拡大以前の公的年金の加入状況

- 2017年末時点の短時間被保険者を対象に、適用拡大施行前の2015年末時点の公的年金の加入状況等について、日本年金機構が保有する被保険者データを用いたサンプル調査を実施した。
- この結果によると、適用拡大によって厚生年金加入となった者のうち４割が国民年金第１号被保険者で、その約半数が保険料を免除または未納の状態であった。

短時間被保険者の適用拡大前の公的年金被保険者区分

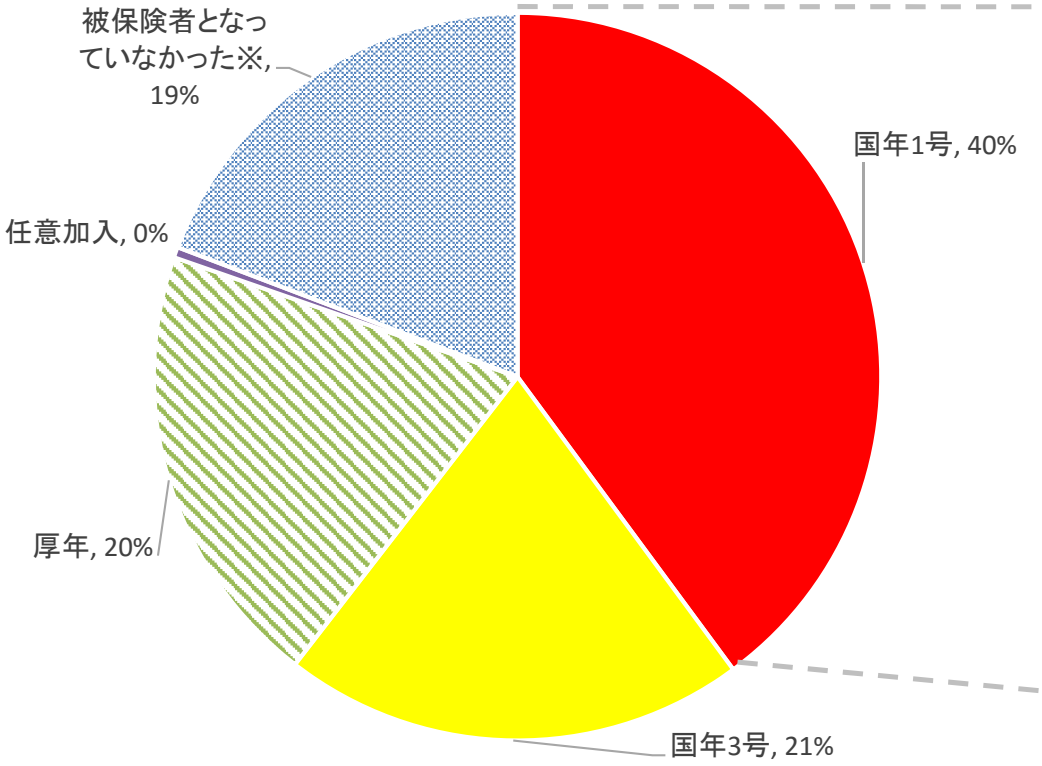

（※）「被保険者となっていなかった」は年齢が20歳未満または60歳以上の者など

元第１号被保険者の国民年金保険料の納付状況

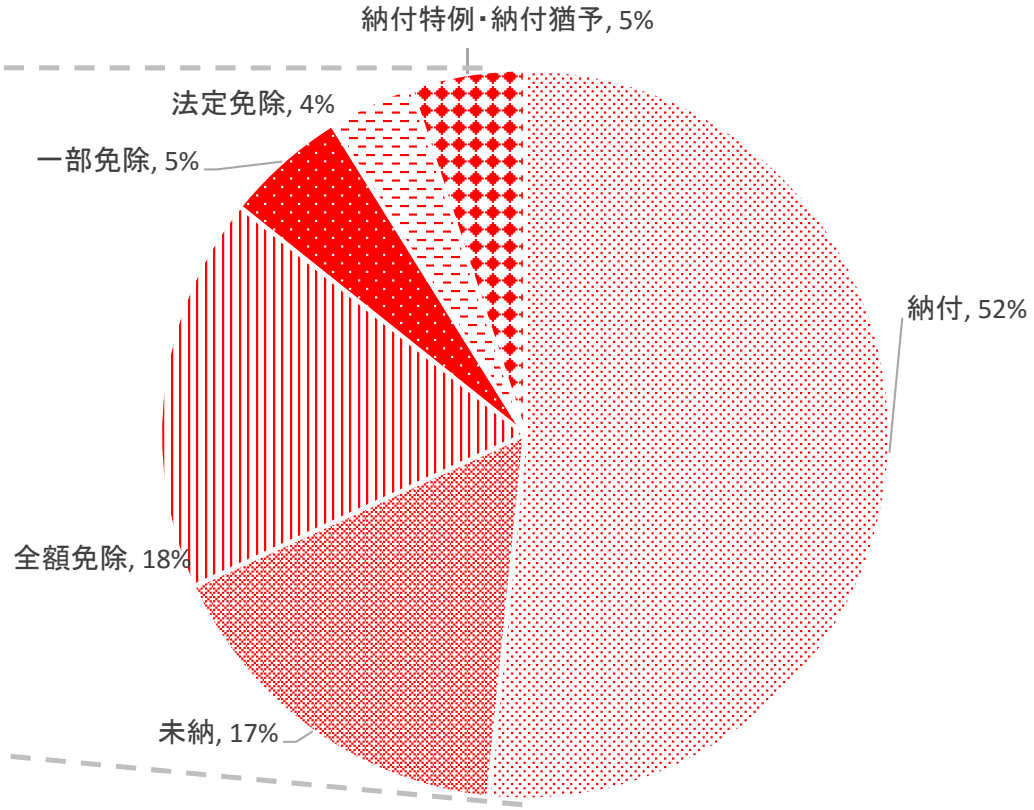

※ サンプルは2017年末時点の短時間被保険者を基礎年金番号順に並べ、さらに性別により分類したうえで、無作為に抽出した約3000件。
※ 適用拡大前の被保険者区分は2015年末時点のもの。また、国民年金保険料の納付状況は今回の調査実施時点での2015年12月分の納付状況。

適用拡大によって厚生年金適用となった元第１号被保険者の特徴

2018年9月14日
第４回社会保障審議会年金部会資料

- 労働政策研究・研修機構（JILPT）が実施した適用拡大の影響にかかる実態調査（以下、JILPT実態調査）によると、適用拡大によって厚生年金加入となった者のうち、それまで国民年金第1号被保険者であった者には、「世帯主の妻」、「未婚者」、「離婚・死別の女性（本人が世帯主）」が多く含まれている。
- また、世帯年収はバラツキが大きいが、離婚・死別（世帯主女性）や未婚者を中心に、低い年収帯に多く分布している。

元1号被保険者の属性

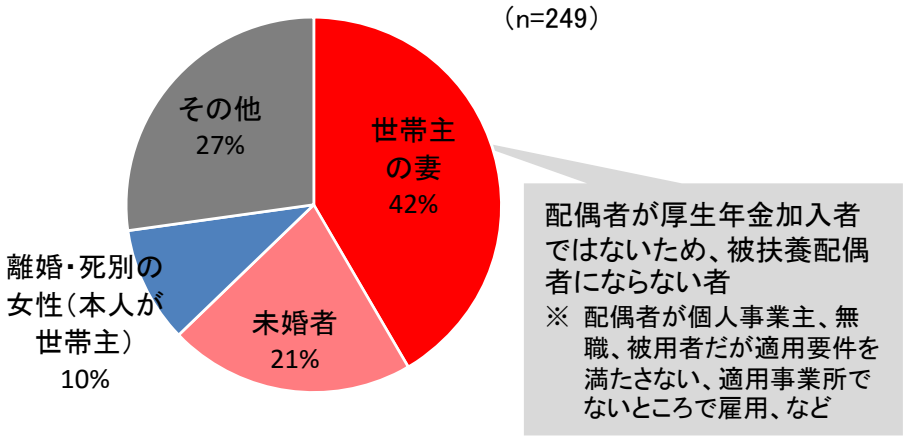

年齢分布

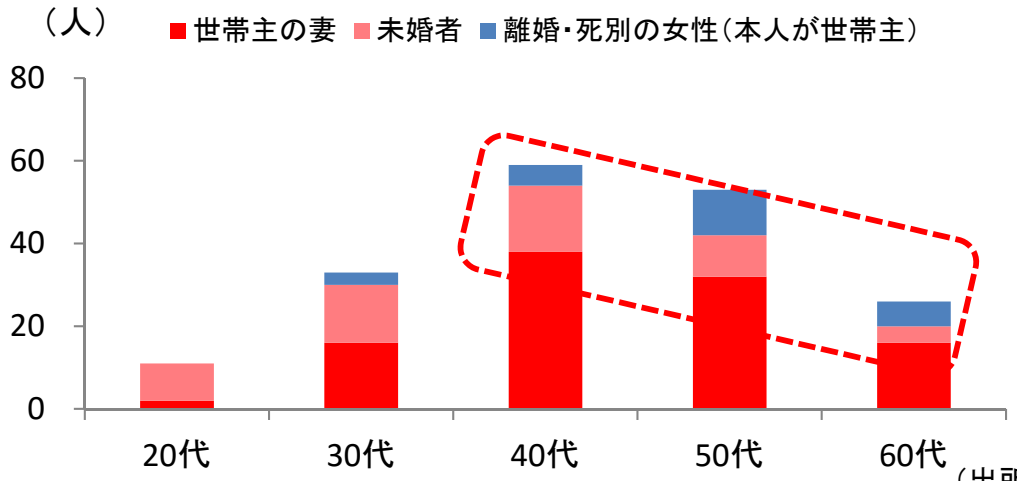

元1号被保険者の世帯年収の分布

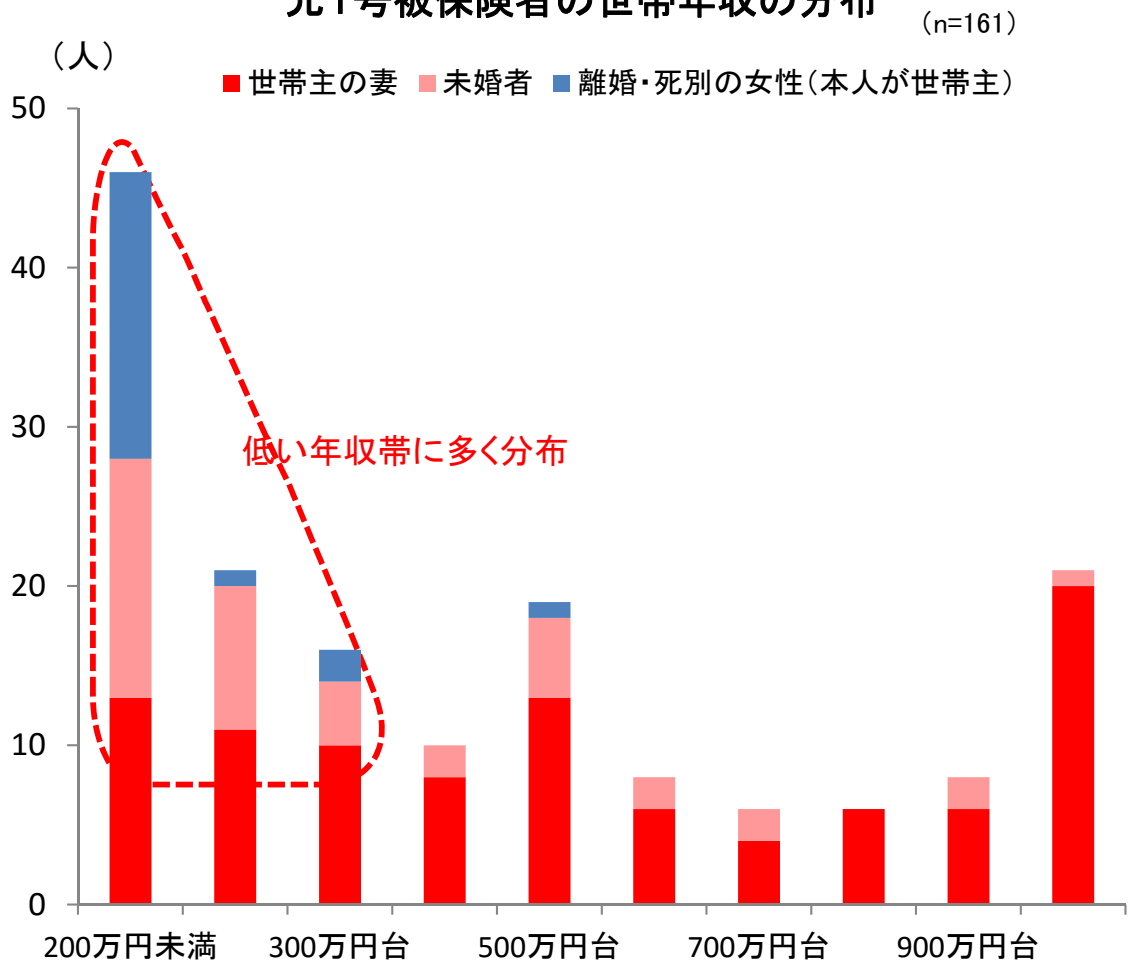

（出所）JILPT「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」を元に作成

2018年9月14日
第４回社会保障審議会年金部会資料

パート労働者の年収分布

- パート労働者の年収分布と就業調整の状況と合わせて見ると、年収100万円前後及び120万円台の者の半数程度が就業調整を行っていると回答している。

短時間労働者の年収分布　（就業調整の状況別）

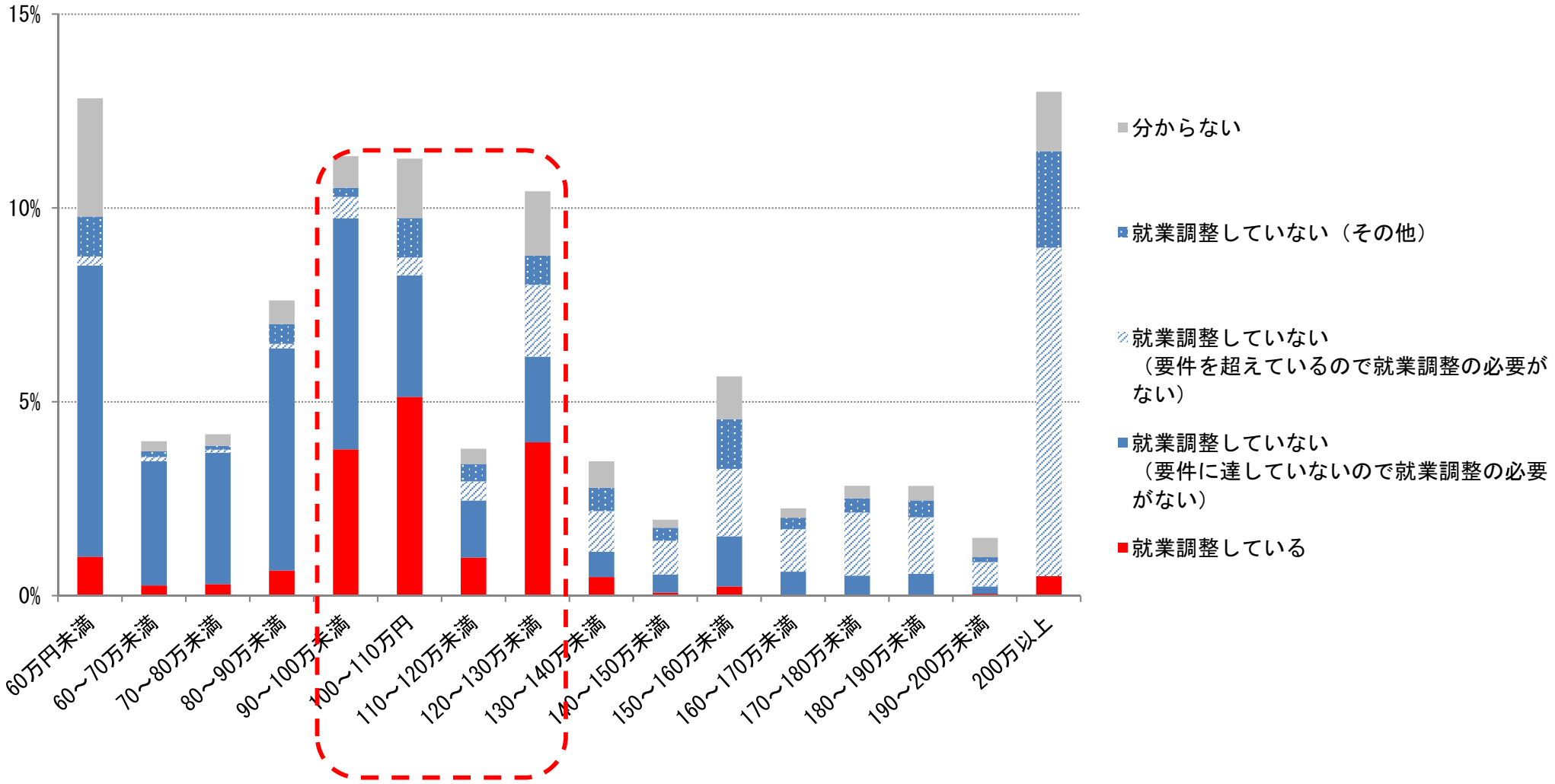

（注）年収は「昨年1年間にパートとして働いた年収（税込）」。ただし、「昨年のパート収入なし」及び「不明」である者は除いてある

（出所）平成28年度パートタイム労働者総合実態調査

適用拡大に伴う短時間労働者の働き方の変化（JILPT調査結果）

2018年12月18日
働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会資料

- JILPTの実態調査によると、適用拡大によって働き方を変えた者のうち、所定労働時間を延長している者が短縮している者を上回っている。

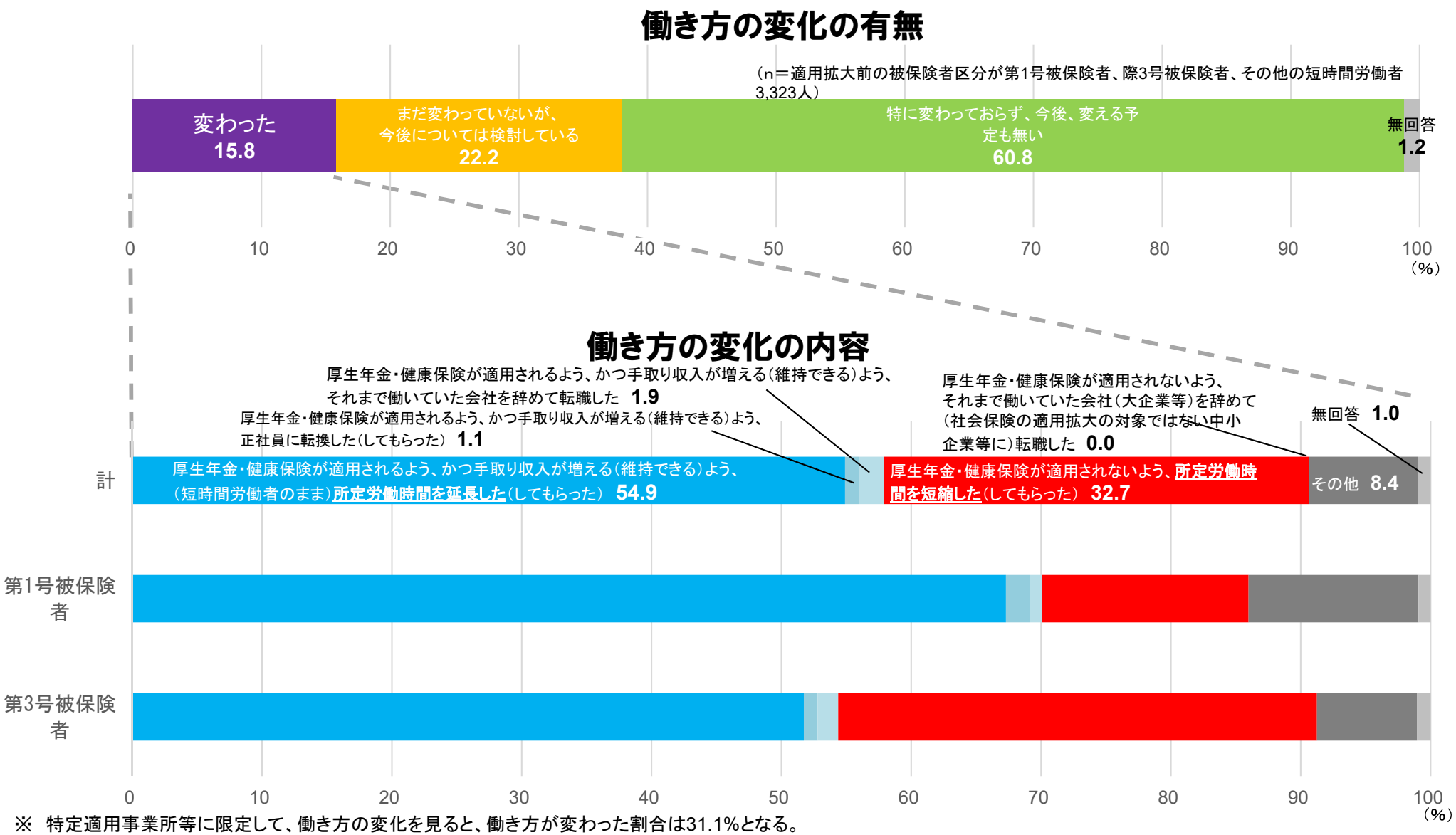

※ 特定適用事業所等に限定して、働き方の変化を見ると、働き方が変わった割合は31.1%となる。しかし、働き方の変化の内容については大きな相違はない。

（出所）JILPT「社会保険の適用拡大に伴う働き方の変化等に関する調査」

被用者保険の適用拡大による年金財政への影響

○　被用者保険の適用拡大を行うことにより、短時間労働者が厚生年金加入者となることに伴い、国民年金の１人当たり積立金は増加。

○　この結果、将来的に、基礎年金の給付水準は改善。また、定額給付である基礎年金水準が高くなることで、所得再分配機能の維持にも寄与。

※　基礎年金給付水準の改善に伴い、国庫負担も増加。

◆適用拡大による基礎年金の給付水準の改善（イメージ）

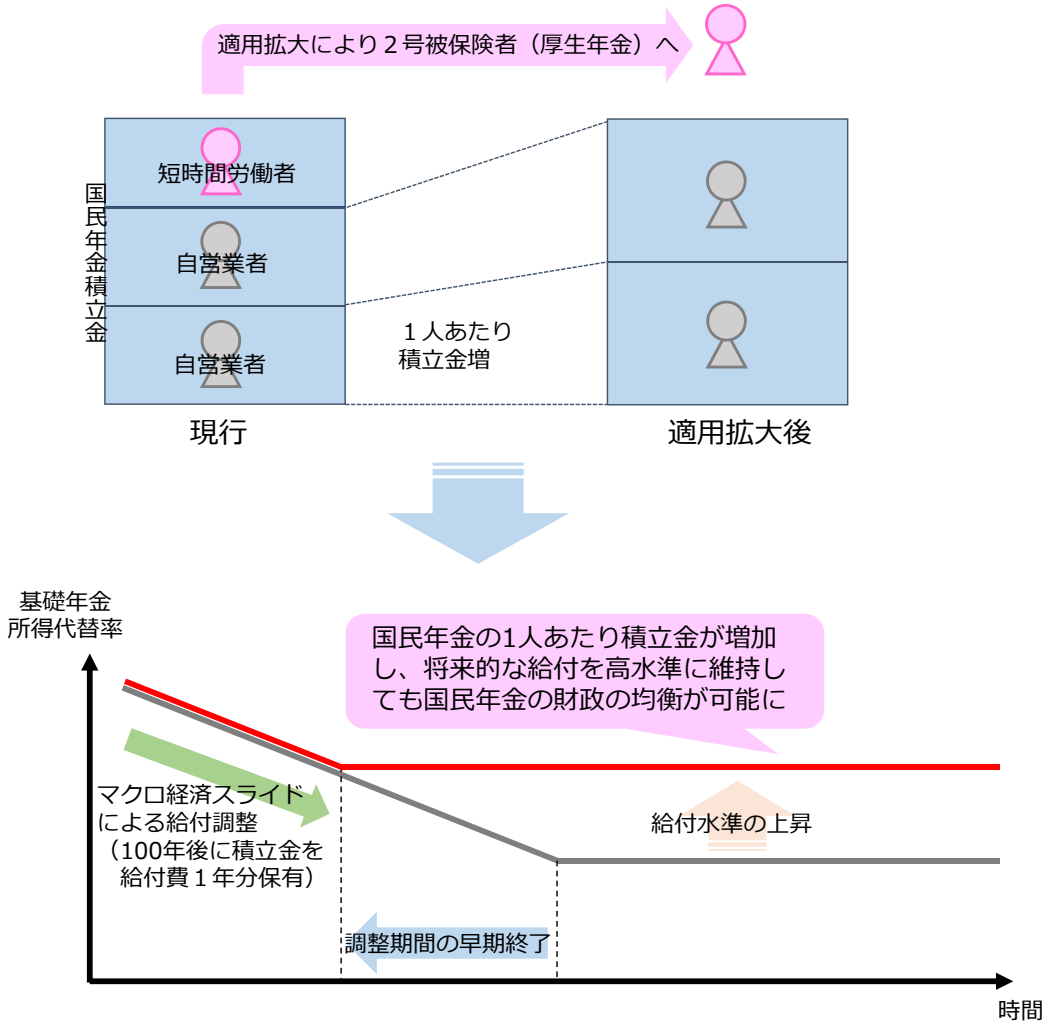

◆適用拡大による年金制度の所得再分配機能の維持（イメージ）

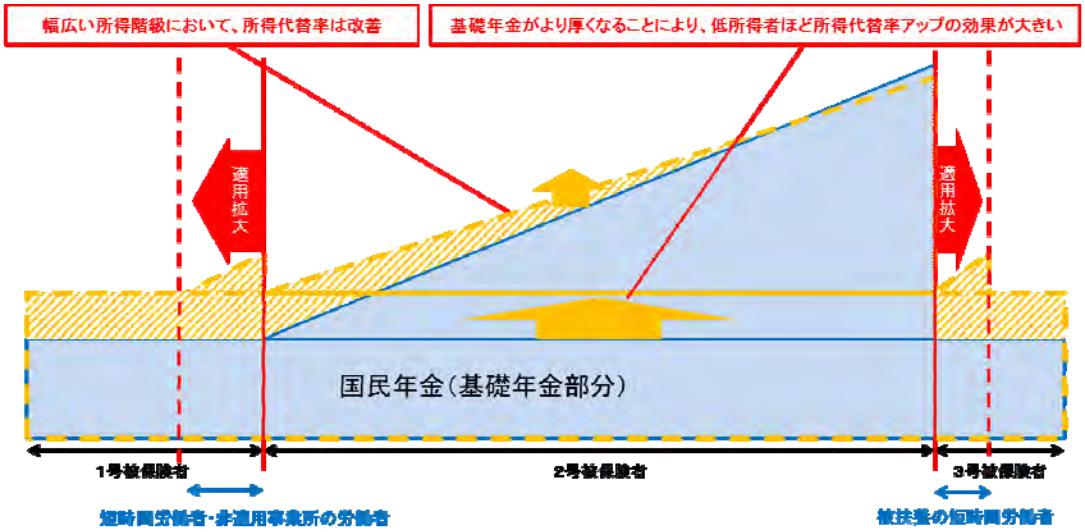

（出所）厚生労働省「第４回社会保障審議会年金部会」（2018年9月14日）

◆適用拡大による基礎年金所得代替率の変化

	適用拡大前	220万人拡大	1,200万人拡大
基礎年金所得代替率（調整終了年度）	**26.0%**（2043年度）	**26.6%**（2042年度）	**33.3%**（2029年度）
（参考）基礎年金国庫負担（2043年度）	18.9兆円	19.3兆円	23.7兆円

※2014年財政検証オプション試算Ⅱ（ケースE）

在職老齢年金制度の概要

2018年11月2日
第６回社会保障審議会年金部会資料（一部修正）

- 就労し、一定以上の賃金を得ている60歳以上の厚生年金受給者を対象に、原則として、被保険者として保険料負担を求めるとともに、年金支給を停止する仕組み。（保険料負担分は、退職時に年金給付の増額として反映される）
- 60歳台前半については、基本的には就労期間であるところ、低賃金の在職者の生活を保障するために年金を支給する仕組み。
- 65歳以降については、下記の2つの要請のバランスの中で、高賃金の在職者の年金を支給停止する仕組み。
  ①働いても不利にならないようにすべき
  ②現役世代とのバランスから、一定以上の賃金を得ている者については、年金給付を一定程度我慢してもらい、年金制度の支え手に回ってもらうべき

対象者	概要	対象者数及び支給停止額	イメージ図　（※）年金額は10万円と仮定
60～64歳	・ 賃金＋年金（厚生年金の定額部分も含む）の合計額が**28万円**を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 ・ 賃金が47万円を上回る場合は、賃金1に対し、年金を1停止。 ・ 厚生年金の**支給開始年齢の段階的引上げが完了する2025年**（女性は2030年）**以降、対象はいなくなる。**	約88万人 約7,000億円 （参考） 受給者総数　約452万人 （※）2016年度末 対象者数、受給者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。	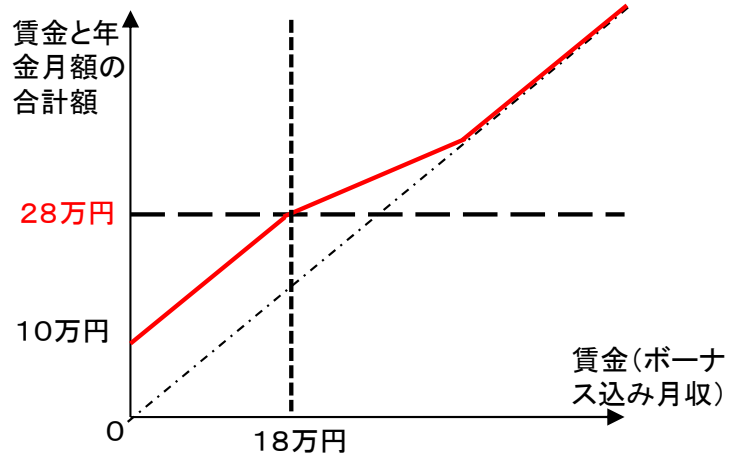
65歳以上	＜65～70歳＞ ・ 賃金＋年金**（基礎年金は対象外）**の合計額が**現役世代の平均月収相当（47万円）**を上回る場合は、賃金2に対し、年金を1停止。 ＜70歳以上＞ ・ 65～70歳と同じ仕組みで、保険料負担はなし。	約36万人 約4,000億円 （参考） 受給者総数　約2,537万人 （※）2016年度末 対象者数、受給者数に、第2～4号厚生年金被保険者期間のみの者は含まれていない。	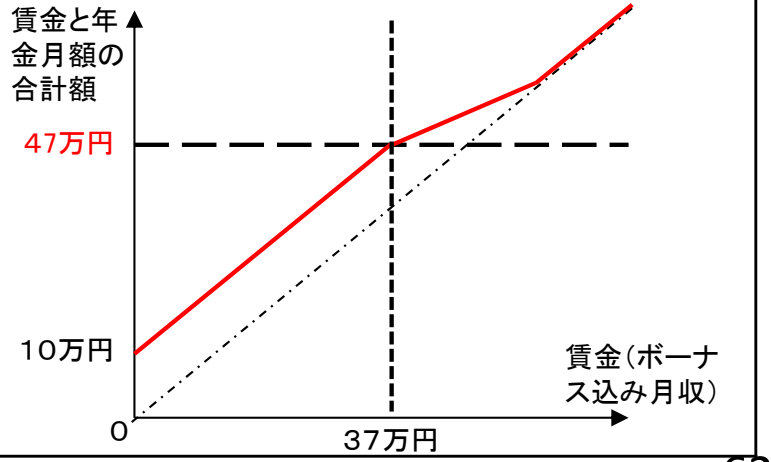

＊ 「28万円」は、夫婦2人の標準的な年金額相当を報酬月額とする現役被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。
＊ 「47万円」は、現役男子被保険者の平均月収（ボーナスを含む。）を基準として設定。なお、対象者数・受給者総数の時点である2016年度の基準額は「47万円」。

高所得者の老齢基礎年金の支給停止（クローバック）

○　老齢基礎年金は、老齢期における稼得能力の喪失に対応するためのものであり、その財源の1/2は国庫負担である。
○　高所得者に係る基礎年金給付については、社会保障・税の一体改革において、世代間の公平性の観点等から、その国庫負担相当分の支給を停止する制度が提案され、今後検討の上で、必要な措置を講ずるものとされている。

＜社会保障・税一体改革の政府原案に当初盛り込まれた改正案＞　【３党協議の過程で検討事項とされた】

○ 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う（税制抜本改革の施行時期にあわせて施行（2015（H27）年10月））。

○ 老齢基礎年金受給者について、所得550万円（年収850万円相当）を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円（年収1300万円相当）以上の者については、老齢基礎年金額の半額（最大3.2万円）を支給停止する。

（注）所得550万円（年収850万円）：標準報酬の上位約10%に当たる収入（老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収）
　　所得950万円（年収1300万円）：標準報酬の上位約2%に当たる収入（老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収）

（支給停止のイメージ）

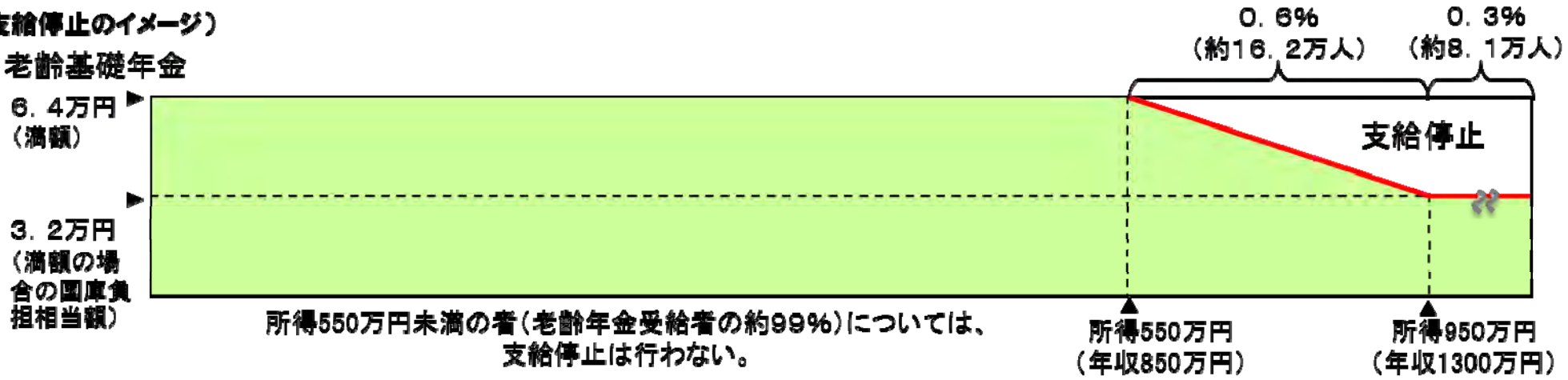

＜検討規定＞

○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(2013年12月13日法律第112号)
　第六条
　２　政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
　　四　高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

公的年金等控除の適正化（2018年度税制改正）

○ 公的年金等控除は、年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ控除が受けられる制度。

○ 公的年金等控除について、

① <u>公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に上限</u>を設ける。

② <u>年金以外の所得が1,000万円超の年金受給者（0.5%）の控除額を引き下げる</u>。

見直し後（65歳以上の場合）

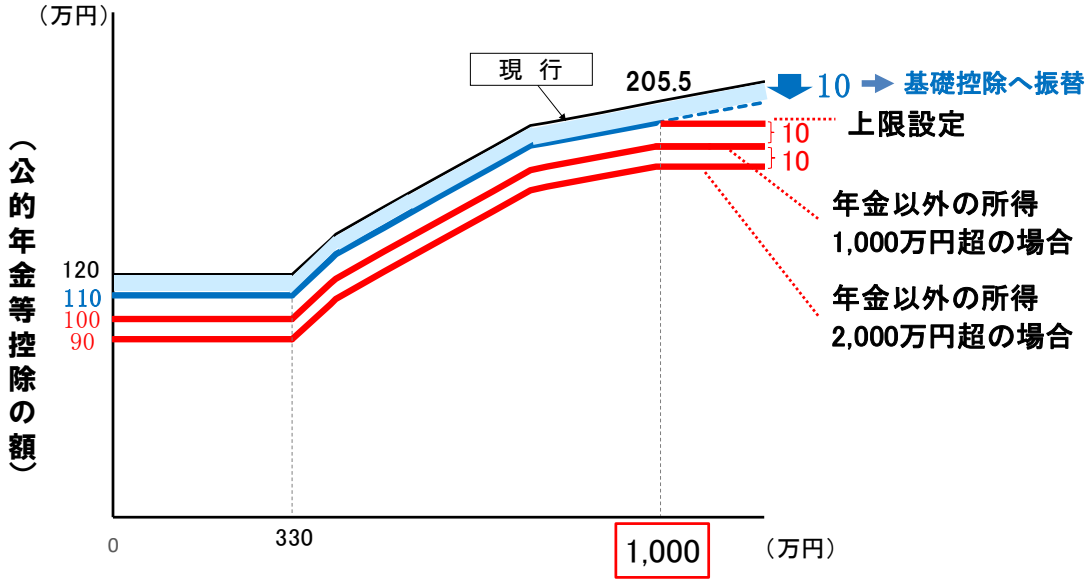

（注）65歳未満の場合、最低保障額（現行70万円）は、
- 基礎控除への振替により60万円、
- 年金以外の所得1,000万円超の場合は50万円、
- 年金以外の所得2,000万円超の場合は40万円

となる。

負担増となる見込みの人数

年金収入が1,000万円超の者	3,000人程度
年金以外の所得が1,000万円超の者（うち2,000万円超の者）	20万人程度（うち10万人程度）
合計	20万人程度

年金受給者全体（4,000万人程度）の0.5%程度